

第124回大阪府大規模小売店舗立地審議会

令和5年6月21日（水）

大阪府咲洲庁舎44階 大会議室

（開会 午後2時00分）

○**司会** ただいまから第124回大阪府大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

開会にあたりまして、商業振興課長からご挨拶申し上げます。

○**商業振興課長** 「課長挨拶」

○**司会** 本日は委員7名のうち5名がご出席です。大阪府大規模小売店舗立地審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会は有効に成立しております。

本日の審議会では、議題1としまして、令和4年12月に届出されました「(仮称)ザグザグ東大阪店」、同じく令和4年12月に届出されました「(仮称)クスリのアオキ箱殿店」の新設2件、同じく令和4年12月に届出されました「カナートモール住道店」の変更1件の案件に関しましてご審議いただきます。

本日の傍聴者は9名です。傍聴者の方は、お渡しした本審議会の傍聴要領を遵守いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、鶴坂会長、よろしくお願いいたします。

○**鶴坂会長** それでは、次第に沿って進めてまいりたいと思います。

議題(1)大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について「(仮称)ザグザグ東大阪店」に関する届出の内容等について事務局から説明をお願いいたします。

○**事務局** 審議会案件「(仮称)ザグザグ東大阪店」について説明

○**鶴坂会長** ありがとうございます。

本件につきまして、各委員の皆様方からご意見をお伺いしたいと思いますが、その前に、ご欠席の委員からご意見がございましたら事務局からご紹介願います。

○**事務局** 特段の意見はいただいております。

○**鶴坂会長** 分かりました。

それでは各委員の皆様、ご意見をお願いいたします。

○**井ノ口委員** 届出書の添付書類3で、「駐輪場・駐車場の需要に関して取り組む内容」として、従業員の通勤は原則として公共交通機関及び車通勤とする旨の記載がありますが、自転車通勤を推奨しない理由を教えてください。環境面や健康面から考えると自転車通勤の利点は大きいと思います。また、市の条例で駐輪スペースを137台も設けていますの

で、敷地の有効利用にもなると思います。

○**事務局** 指針上必要な台数を確保している来客用駐輪場とは別に設置する従業員専用駐輪場の利用は、従業員の店舗への動線が危険であることから臨時扱いとし、平常時は利用しない運用とするため、自転車通勤を積極的には推奨しておりません。

○**井ノ口委員** 分かりました。

○**田中委員** 計画地南側の廃棄物保管施設付近に老人介護施設が立地していますが、廃棄物の収集トラック等の騒音に関して、老人介護施設からご意見はありましたか。

○**事務局** ご意見はいただいておりません。

老人介護施設は計画地に面している壁に採光のための窓がありますが、現地確認時には閉じられていました。また、騒音の予測値は基準値以下となっております。

○**田中委員** 分かりました。

○**平栗委員** 先ほどの井ノ口先生のご指摘に関連するのですが、90台ある従業員専用駐輪場が臨時扱いとなっている理由を教えてください。また、当該駐輪場から敷地内を直接通って店舗へ行く動線がないことに対する見解も併せて教えてください。

○**事務局** ご指摘のとおり、従業員専用駐輪場から店舗へ行くには一度公道へ出て迂回する必要があるため臨時扱いとしております。大店立地法の指針上は敷地北側の小売店舗用の駐輪場台数のみで必要分を満足しているのですが、東大阪市の条例上必要な駐輪台数を確保するために別途従業員専用駐輪場を確保しております。また、従業員専用駐輪場の運用に関しては設置者と東大阪市の協議済みとの報告を受けております。

○**平栗委員** 実質的に利用されない駐輪場だと思いますので、機会があれば東大阪市の担当者に条例のあり方についてご検討いただくようお願いできますか。駐輪場を設置するのに環境負荷や費用もかかりますので負の側面が大きいと思います。

○**事務局** いただいたご意見は後日お伝えいたします。

○**平栗委員** もう一点確認です。騒音予測地点のEで少し値が高くなっており、恐らく設備系の音と荷さばき音が騒音源として寄与していると思います。

これらの音源と建物と受音点の位置関係を見ると、発生した音が一部、建物の壁面に反射して返ってくるかと思うのですが、騒音の予測計算上、反射音は加味されているのでしょうか。

○**事務局** 大店立地法上の計算式には反射に関する予測式がないため加味しておりませ

ん。

○**平栗委員** 分かりました。やはり、実測値を取り扱う者としては、実際に生じうる音を加味しないことに違和感がありますので、予測値が基準値に近ければ、より詳細にご検討いただければと思います。

○**事務局** ご意見ありがとうございます。ご指摘の部分につきまして今後、詳細に検討するように設置者をお願いをします。

○**鶴坂会長** それでは「(仮称) ザグザグ東大阪店」につきまして、各委員の皆様からいろいろご意見を頂戴しました。この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見につきましては、案のとおり意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**鶴坂会長** ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次に「(仮称) クスリのアオキ箱殿店」に関する届出の内容等について、事務局からご説明お願いいたします。

○**事務局** 審議会案件「(仮称) クスリのアオキ箱殿店」について説明。

○**鶴坂会長** ありがとうございます。

本件につきまして、各委員のみなさまからご意見をお伺いしたいと思いますが、ご欠席の委員からご意見等はありませんでしょうか。

○**事務局** 特段の意見はいただいておりません。

○**鶴坂会長** それでは、各委員の皆様ご意見をお願いいたします。

○**井ノ口委員** 来退店経路につきまして、オープン時に臨時の経路を設定すると、その経路がお客さんに認知されてしまい、平常時の経路の周知に影響すると思います。また、退店経路について、例えば計画地西側の府道20号や国道170号に抜きたい場合、細街路を長距離走る必要があります。計画地北側の出入口を閉鎖した平常時のルートは、臨時のルートと比べて危険性が高くなる可能性がありますので、細街路の交通安全に関する注意喚起を十分をお願いします。

○**事務局** 来退店経路の周知徹底に関しては設置者にしっかりお伝えします。

退店経路につきましては当初、多くの地元中学生が登下校時に通る道路が一部、経路として設定されておりました。そのため、該当道路を退店経路から外してほしいとの意

見書が地元自治会から提出され、平常時の経路を追加した次第でございます。その点においては、交通に関する危険性は低くなったと考えておりますが、周辺はどこも細街路ですので、交通安全に関する注意喚起を徹底するよう設置者にお伝えします。

○井ノ口委員 分かりました。

○平栗委員 平常時の来店経路が不自然だと思うのですが、地点2から南北方向に伸びている道路は幅員が狭いのでしょうか。

○事務局 幅員は狭いです。また、多くの中学生が登下校時に利用している道だと伺っています。

○平栗委員 ある程度幅員に余裕があるのであれば、ポールを立てるなどして歩行者のスペースを確保できると思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 狭い道ですので物理的に歩行者用スペースを確保するのは少し難しいと思います。

○平栗委員 交差点1を迂回する平常時の経路を通学で利用する学生はいないのでしょうか。

○事務局 利用する学生もいると思いますが、地点2から南北方向に伸びている道路が主に通学で使われている道だと伺っております。

○平栗委員 来退店経路について、声を上げた方が勝ちの状況になる恐れがあることが一番の懸念点だと思います。先ほど井ノ口委員からご指摘があったとおり一度、北側出入口を利用すると来店客はその後にも使えると誤認する可能性があります。その場合、南側の出入口へ迂回するために細街路を通り抜けるにはどの経路を通るのか、それがどのくらいの頻度で起こるのか等の見通しをある程度把握する必要があると思います。また、北側の出入口が空いている日を周知するために、ホームページに掲載しても見る方は少ないと思います。そのため、北側の出入口が空いている日は地点1の交差点に誘導員、若しくは案内看板を立てる等工夫が必要だと思います。

○事務局 いただいたご意見は設置者にお伝えいたします。交差点内に看板を設置することについては道路管理者等との協議も必要になりますが、誘導員の配置については、設置者をお願いしようと思います。

○平栗委員 分かりました。追加した平常時の経路は住民説明会で説明していますか。

○事務局 住民説明会では説明していません。地元住民から説明会の場で意見があり、その方への事後対応で調整済みだと代理人から報告を受けておりましたが、実際は追加し

た平常時の経路については説明されていないとのことです。

○**平栗委員** 住民の意見を反映させて追加した経路についても住民から意見を募る必要があると思います。また、国道308号は中央分離帯がないため、多くの来店客が経路を守らずに右折入庫する可能性があると思います。

○**事務局** 追加した経路について地元住民と調整済みだと伺っていたのですが、実際はそうではないようですので、きちんと地元住民に説明するよう指導させていただきます。いただいたご意見は設置者にお伝えいたします。

○**平栗委員** 例えば時間帯及び道路別で中学生の通行量を調査いただき、その結果に基づき、曜日や時間帯を固定して北側出入口を開けていただくと、来店客にも分かりやすいと思います。

○**事務局** 検討いたします。

○**鶴坂会長** 計画地は住宅街にあり、周辺道路はどこも幅員が狭いため設置者には来退店車両への対応についてご留意いただきたいと思います。事故が起きてからでは遅いため、車での来店は控えるように注意喚起する等、予防策をお願いします。来退店経路について、法律上は問題ないのかもしれませんが、この場におられる委員のみなさま全員が、本案件の交通問題に関して、危険意識を持っておられると思いますので、本日出た意見をしっかりと設置者にお伝えください。

○**田中委員** 計画地周辺は勾配がかなりあり自転車のスピードがでやすいため、危険だと思しますので、その点もご配慮いただければと思います。

○**鶴坂会長** 近年では電動自転車に乗る方も多いため、十分にご配慮いただければと思います。

それでは「(仮称)クスリのアオキ箱殿店」につきまして、各委員のみなさまからいろいろご意見を頂戴いたしました。この案件につきましては法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。よって当審議会としましては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づき、案のとおり、意見を述べないということが適当であると考えます。ただし、留意事項につきましては、案のとおり、設置者に伝えていくことが適当であるということで、知事に答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**鶴坂会長** ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

最後に、「カナートモール住道店」に関する届出の内容等について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 審議会案件「カナートモール住道店」について説明。

○鶴坂会長 ありがとうございます。

本案件につきまして、各委員の皆様からご意見をお伺いしたいと思いますが、ご欠席の委員からご意見はありましたでしょうか。

○事務局 特段の意見はいただいておりません。

○鶴坂会長 それでは委員の皆様、ご意見をお願いいたします。

○井ノ口委員 駐車台数の根拠資料が午前8時以降のデータとなっていますが、その前に従業員等が来店して駐車していた場合、ピーク時の実績値が上乘せされるため、駐車場が不足すると思います。また、従業員用の駐車場が届出時の39台から2台に減っていますが、実績から考慮して足りていますか。

○事務局 設置者から24時間の車の滞留調査を1年間行った結果について報告を受けており、午前8時以前に駐車している車はないことを確認済みです。

また、従業員用の駐車場に関してはこれまで従業員用駐車場の利用実績はないと伺っております。本店舗は駅から近い場所に立地していますので、遠方にお住いの従業員の方は公共交通機関で、付近にお住いの従業員の方は徒歩か自転車で出勤されているとのことです。

○井ノ口委員 分かりました。

○鶴坂会長 それでは、「カナートモール住道店」につきまして、各委員の皆様からいろいろご意見をいただきました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。よって、当審議会といたしましては大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○鶴坂会長 ありがとうございます。

これで、予定していた審議は全て終了いたしました。知事に対する答申案は、本日の審議内容を踏まえたうえで作成し、知事に答申してまいります。

○司会 ありがとうございます。

以上で、本日の審議会は終了いたします。